

都市部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年1月13日から同年3月25日まで

3 監査の対象及び範囲

都市部の所管に属する令和3年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (5) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則によると、会計年度任用職員を任用した場合には、当該職員に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件等を記載した書類を交付するものとされている。支出金額に誤りはなかったものの、パートタイム会計年度任用職員の任用に係る誤った報酬月額が記載された辞令書を交付していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(建築指導課)

(2) 財産管理に関する事務

公有財産規則によると、公有財産の使用許可又は許可条件の変更については、行政財産目的外使用許可(異動)報告書により、直ちに財務部長に報告しなければならないとされているが、災害救援型自動販売機(継続)に係る誤った数量が記載された同報告書を財務部長あてに提出していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(市営住宅課)